

議案第 4 3 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成 3 0 年 5 月 2 4 日

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「次条」を「第 1 7 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加
える。

（税額の端数計算の特例）

第 1 6 条の 2 法第 2 0 条の 4 の 2 第 6 項本文の規定にかかわらず、普通徴収
の方法によって徴収する国民健康保険税について、その納期限ごとの分割金
額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1 0 0 円未
満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る
分割金額に合算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。